



ふかさわ
深澤
(令和)
りゅうすけ
竜介

違法盛土について

問 現在確認できている盛土条例違反の14か所について。何がきっかけで、条例違反と確認したのか。

部長 市民等の通報により職員が現地へ赴き、現地確認を行い、確認した。

問 条例違反の場所で、土砂災害警戒区域のイエローゾーン・レッドゾーンに位置するものはあるのか。また、谷等の上部に位置するものはあるのか。

部長 イエローゾーン・レッドゾーンに位置するものはない。谷等の上部に位置するものはあるが、現在の状況から土砂流出の危険性は低い。

問 行政指導の限界はどこか。条例の罰則の上限はあるのか。法律と条例の関係はどうか。

部長 現在、建設残土の投棄について規制する

条例はあるが、法律はない。仮に最も重い罰則の規定となると、地方自治法の規定で2年以下の懲役・禁錮または100万円以下の罰金となっている。そのため、違反業者は罰則を軽く見て、工事中止命令や原状回復命令を出しても応じないのが現状である。

問 静岡県の条例改正の動きはどうなっているのか。

部長 静岡県は土砂等採取条例の改正を検討しており、市町への権限移譲は行わず、原則全て県で対応する予定である。しかし、市町が県条例と同等以上の効果を持つ条例制定を行った場合は、適用除外(市町に権限がある)となる方向。

問 富士宮市条例の現在の罰則の懲役1年・罰金50万円は上げる予定か。

副市長 周辺市町と一緒にしないと意味がない(罰則が緩い市町に土砂が持ち込まれるため、周辺市町と同程度にしたい)ので、県や近隣市町の情報を集めて、検討したい。



すわべ
諏訪部
(育成)
たかとし
孝敏

違法盛土造成地の現状について

問 住民の安心安全にどのように対応していくのか伺う。

部長 市では、令和3年7月3日に熱海市で発生した土石流の直後、市長より、盛土現場の状況調査及び盛土等の法令違反に関わる連携調整会議設置の指示が出され、7月19日には、渡邊副市長を会長に、都市整備部長、産業振興部長、環境部長、関係7部署、オブザーバーに富士宮警察署で構成する盛土等の法令違反に係る連携調整会議を設置し、法令での対処方法や新たな監視体制について検討しているところである。

通学路等における交通安全について

問 点検の実施状況と危険箇所について伺う。

教育長 市では、国や県の調査に先駆け、令和3年7月1日付で、市内の全小中学校に通学路

の緊急安全点検を依頼した結果、小学校98か所、中学校68か所、合計166か所の危険箇所が報告された。報告された危険箇所については、既に道路管理者や関係機関に情報提供した。現在、これらの箇所については、報告が重複している箇所の確認や合同点検の実施の有無、対応可能な箇所かどうかについて精査し、ガードパイプの設置やドライバーに注意喚起を促すための通学路の路面標示、白線の舗装等の対策が、道路管理者や関係機関によって進められている。

GIGAスクール構想について

問 オンライン学習の導入について伺う。

教育長 全国的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、やむを得ず学校に来られない児童生徒に対しての学力保障として、オンライン学習の必要性が高まっている。学校へは、文部科学省からの通知に基づき、1人1台端末を活用したオンライン学習を進めていくことをお願いしている。